

(6) 市會、市參事會、市會委員會の權限に屬する事項の中、緊急を要し且當該機關の決定を待つ時は不利益を蒙ることが避け得られぬ場合には、市長は自己の責任に於て處理し得る權限を有する。然し當該機關に對し事後の承諾を求めらるる必要がある。

(7) 市長は市會、市參事會、市會委員會の決議を停止し得る。然し市會が此等の決議を反復する時は之に服する。
(8) 市長は市長の指名せる者、及び斯る指名なき時は市參事會の定めた市委員（副市長を含む）により代理され得る。又市理事會の首長としては市理事會長によつても代理され得る。

四 市參事會の權限

市參事會は第一に市會の權限に屬する事務の下審査、特に豫算及び決算の下審査を爲す義務を有する。又市會に對して執行擔任市委員を推薦する。

市參事會は其の外に尙次の權能を有する。

- (1) 市吏員の任命（雇入）、休解職及び俸給恩給の授與
- (2) 教員任命に關する、及び任官權名義による推薦權の行使
- (3) 總額二萬志以下の豫算外支出及び豫算超過に關する市會委員會の決議に對する承認
- (4) 訴訟の提起及び取下げに對する承認並に市長が市參事會に提出することを命じたる各種重要事務上の協定に對する同意
- (5) 憲法裁判所又は行政裁判所への訴訟提起に對する同意
- (6) 委員會の權限又は事務の所屬に關し、爭ある場合に於ける裁決

最後に市參事會は法律により訴訟を提起すべき他の裁判所を定められざる限り、市固有の權限に關しての市理事會、市理事會區事務局、區長の處分に關する訴願、及び區會の決議に對する訴願を裁決する機關である。斯る市參事會の裁決に對しては更に市會に訴願することを許されない。

五 市會委員會の權限

市會委員會は市制に據つて他の市機關に委任されて居ない市固有の權限に屬する事務に關する議決機關である。其の外、委員會は市參事會の特別な權限に屬する事項即ち市吏員の任免・俸給、教員任命に關する及び任官權名義による推薦權の行使、訴願の裁決を除き市參事會又は市會の決定すべき事項の下審査を爲すのである。

市會委員會は市費による新規工事に關するもの、外は前に列舉した市會及び市參事會の權限が存する場合に於ては、與へられた豫算額以内に於て議決を爲さねばならぬ。而して豫算額の超過を生ずる場合及び其の金額が豫算に計上されてゐない場合は、超過額又は計上されてゐない支出が一萬志以内ならば市參事會の同意を、超過する時は市會の同意を要する。

六 區長及び區會の權限

(一) 區長の權限

區長は市の執行機關であつて、市固有の權限に屬する事務に關し、其の區に關する限りに於て市長の輔佐に任ずる。従つて市長の命令に服従することを要する。

市長より區長に委任せる事項に就いては區長は自己の責任に於て自ら執行し又は部下をして執行せしむる。此の爲に區長は區會議員を使用し得る。

區長は又市會に助言權を以つて出席し得る。

(二) 區會の權限

區會は區の利益に關する事務にして區の地域内に於て完全に執行し得且つ市會の認めた金額にて充分に執行し得る事務を處理する。此の爲めに區會は毎年遅くとも會計年度開始四箇月前迄に區の特別需要に應ずべき豫算案を、十四日間區民の閱覽に供したる後、右豫算案に對する意見を附して市長に提出する。市會は右の豫算案を一般市豫算案の中に於て審査決定し、區に委任する。

其の他區會は區及び市全體に關する事務に就き市會に意見を提出し得る。

國家より委任せられた權限に對する區會の協力を就いては聯邦法規の範圍内に於て邦法律を以つて之を定むと聯邦憲法に規定されて居るが、之に就いては未だ成文規定がない。

七 市理事會の權限

(一) 一般的權限

市理事會は市の執行機關である。

市理事會は一切の行政訴訟を第一次に裁決する。

又次の事項は市理事會が自ら處理し得る。

- (1) 市の財産、基金、營造物及び慈善事業施設の直接管理
- (2) 年度決算及び豫算を作成し、意見を附して財政委員會に提出すること
- (3) 市吏員任命の推薦
- (4) 四百志以下の臨時支出及び百志以下の繼續支出に關する指示、及び同額迄の未收入市債權の書替

(5) 四千志以下の契約締結

(6) 一箇年の賃貸料二千志を超えず且契約年限三年を超えざる賃貸借契約の締結

(7) 市救護所及び其の他の慈善事業施設への收容、生活費、救助金及び補助金の分配。

(一) 市理事會經營事業 (Betrieb) に關する權限

市理事會の行政事務の中商業的管理を必要とするものに對し市會は之を市理事會經營事業として認める。市理事會經營事業は市理事會の他の局課に對して著しき獨立性を以つて組織せられ、其の權限も前に擧げた權限(1)乃至(7)よりも著しく大きく、謂ば一般行政と公企業との中間にあるものである。現在の市理事會經營事業は運輸、運河、水道、浴場、工場、墓地、建築材料の採取及び製造、倉庫の八種である。

(三) 地方警察に關する權限

市理事會は市長の監督の下に其の責任に於て、市に屬する地方警察事務を取扱ひ、地方警察事務につき一般命令及び禁止命令を發し、之に違反したる者には懲罰(罰金及び拘留)を加へる權能を有する。

(四) 國家よりの委任權限

市理事會は市長の指揮及び責任の下に、市に委任せられたる國家行政事務(第一次國家行政廳即ち町村長の所管事務、第二次國家行政廳即ち郡長の所管事務、聯邦直接税の賦課徴收)を處理する。(第四節參照)

(五) 市理事會區事務局の職務

二十一區に夫々設けられた區事務局は市理事會の事務類別に基き地方の取扱に分屬せしめた事務を市長又は市理事會の名に於て獨立に處理するのであるが、主として國家より委任されたる權限に屬する事務を取扱ふ。特に直接税の徴收は區

事務局の重要な事務で、之に就いては法律の定めた上司の監督に従ふのである。

第三節 邦としてのウイーン

第一款 總 則

ウイーン市は同時に又ウイーン邦である。従つてウイーン市會はウイーン邦議會を兼ねて居り、市長は邦知事、市參事會は邦政府、市理事會長は邦事務長官、市理事會は邦事務廳の地位を兼ねて居る。
市參事會、市長、市理事會は邦行政の範圍に屬する書類には「邦政府としての」、「邦知事としての」、「邦事務廳としての」なる肩書を附けることを要する。

第二款 立 法

此の故に市會は聯邦政府より邦に委任されて居る一切の事項に關する立法權を有し、此の目的の爲めに市會は獨自の職制と處務細則を持つ邦議會を開くのである。

一 邦法律の要件

邦法たる爲めには邦議會としてのウイーン市會の議決、邦知事としての市長の署名、邦事務長官としての市理事會長の副署、邦知事としての市長による公布を必要とする。

邦法の施行が聯邦の協力を前提とする限り聯邦政府の同意を必要とする。

二 邦議會としての市會

(一) 召 集

邦議會としての市會は特別に召集せられ、同時に市の行政事務を審議するを得ない。
召集は第一議長（故障ある時は第二議長）之を爲す。
議員三分の一以上の要求ある時は召集を爲さねばならぬ。

(二) 議 長

市會は邦議會として市選舉條例に定むる數の議長を議員中より選舉する。此の議長は第一議長、第二議長等の名稱を與へられる。市長及び市委員は議長に選ばれる事を得ない。

(三) 議 決

邦議會としての市會が議決を爲す爲めには議員三分の一以上の出席を必要とする。但し市制中、邦としてのウイーンに關する部分及び其の他ウイーン邦の憲法に關する議決を爲す時は議員半數以上の出席を必要とする。

議決が有効なる爲めには出席者の過半數の無條件投票を必要とし、議員半數以上の出席を議決要件とする場合の議決に於ては出席者の三分の二以上の無條件投票を必要とする。

(四) 提 案 權

市會議員は自己を含め市會議員八人の賛成を以つて獨立に提案を爲し得る。

右の提案は會議録に記録したる後議員より當該執行擔任市委員に附與し、該市委員は之を當該市會委員會に報告する。

(五) 法律案の審議

法律案は先づ市會委員會に於て審議したる後邦政府としての市參事會に廻附し、最後に邦議會としての市會の二個の讀會を経て決定する。

(六) 市會議員

市會議員は邦議會の議員としての報酬を受け、國民議會(Nationalrat)の議員と同様の特權を享有する。

(七) 市會の解散

聯邦大統領は聯邦政府の申出により聯邦議會の同意を経て市會の解散を命じ得る。此の場合聯邦議會の意思は議員半数以上の出席ありたる場合投票總數の三分の二以上の多數を以つて表決せられたものでなければならぬ。

市會が解散せられた時は三週間以内に選舉を行ひ、新市會は選舉後四週間以内に召集される。

三 聯邦政府の抗議權

邦議會としての市會の決議法律案は其の公布前に邦知事としての市長より聯邦主務大臣に報告することを要する。

聯邦政府は聯邦の利益を害ふと認められた場合には該法律案に對して聯邦憲法により八週間以内に抗議を爲す權限を有する。斯る抗議に對しては邦議會としての市會が議員半数以上の出席の下に該決議を繰返した場合にのみ、之を法律として發布することが出来る。

一九三〇年十二月迄は邦及び市の税法に關しては聯邦政府の絶對否認權が認められて居たが、建物の所有及び住宅の奢侈に對する邦税並に市の施設及び營造物の使用料等に就いては國民議會及び聯邦議會の議員よりなる委員會が此の否認定に反する決を與へ得ることが認められて居た。

尙聯邦政府は邦法律に對して憲法違反の告訴を憲法裁判所に提出することが出来る。

第三款 邦行政事務の執行

一 邦固有の行政事務の執行

邦の事務は邦政府としての市參事會が執行する。邦行政上の支出は市豫算の中に適當に計上され、特に邦豫算は作らな

二 間接聯邦行政事務の執行

聯邦の事務(間接聯邦行政)は市長が市理事會と共に執行する。特別な聯邦官廳の存する場合は固より此の限りではない(直接聯邦行政)。

市長は聯邦事務の執行に關しては聯邦憲法に従つて聯邦政府並に各大臣の命令に服従する義務を有し、斯る命令實行の爲めに邦固有の機關としての市長の資格に於て行使し得る手段をも利用することが出来る。市長は命令が自己の管轄外の機關に屬すべきものなる場合(即ち該事務を處理することが違法なる場合)、又は該命令に服従する時は刑法の規定に觸る場合に限り命令を拒絶し得る。市長が命令に服従せざる時は聯邦政府は各邦知事と同じく市長を憲法裁判所に告訴し得る。憲法裁判所は輕微なる違法に對しては單に違法行爲であることを認定するに止め、然らざる時は解任又は行政權の一時的停止を宣告する。

市長は聯邦大統領により、市委員は市長により就任前に聯邦憲法を遵守すべき宣誓を爲さしめられる。

邦事務廳の官吏としての市理事會内部職員の指揮は邦事務長官としての市理事會長が之に任ずる。市理事會長も亦間接

聯邦行政に於ては邦知事としての市長の輔佐機關である。

第四款 審議順序

市固有の權限に於ける審議順序は市理事會より市參事會に移る。

邦固有の權限に於ける審議順序は市理事會より邦政府としての市參事會に移る。

間接聯邦行政に於て邦知事としての市長又は邦事務廳としての理事會の決定に對する訴願は職制に依り其の職權を有する聯邦各省が之を裁決し、國家行政上郡廳(Berzirksbehörde)に相當する市理事會の決定に對する訴願は特別の法規に準據して他の各邦に於ても審議順序が邦に於て終るか否かによつて邦知事としての市長又は職制に依り其の權限を有する官廳が之を裁決する。右の中前裁定と同様の決定を與へる條件の下に邦知事としての市長に於て終るものであり、而も市長が前裁定を變更した場合は更に所管上廳に上訴するのである。

邦知事としての市長が裁決すべき控訴事項の審議は第一次に於ける裁定に協力せるものと同一の機關により取扱ふことを得ない。

第四節 ウイーン邦及び市の行政事務

現在に於けるウィーンの行政權限に屬する事項は上述の規程に基き大要次の如くである。

第一款 邦立法權に屬する事項

- (一) 州税及び市税
- (二) 建築に關する法規
- (三) 葬式及び埋葬、衛生、救済に關する法規
- (四) 其の目的が邦の利益に關する範圍を超えず、且從來邦が自主的に管理せる慈善事業施設及び基金に關する法規
- (五) 農業及び林業地域に於る職業組合法
- (六) 聯邦劇場を除く劇場、活動寫眞、寄席に關する法規
- (七) 動物虐使防止に關する法規
- (八) 農作物の監視、狩獵、漁撈に關する法規

第二款 聯邦憲法第十二條に據り施行規則の制定權を有する事項

- (一) 邦の行政組織
- (二) 救貧制度、移民政策、養老院、母性保護、乳兒保護、治療所、育兒所、療養所、溫泉等に關する法規
- (三) 強制勞働所、感化院、追放、入邦禁止等による犯罪人及び其の他の危險人物の取締に關する法規
- (四) 裁判に依らざる仲裁の爲めの公共的施設に關する法規
- (五) 勞働法、並に農林業勞働者及び同使用人の保護に關する法規
- (六) 土地所有の改正、殊に土地整理と再植民に關する法規
- (七) 樹木農作物の虫害驅除に關する法規

- (八) 電氣器具及び設備の標準化並に類型化及び斯る範圍に於る安全方法を除く電氣取締規程、邦地域内の電氣誘導設備に對する高壓線取締規定
- (九) 聯邦道路に關するものを除く街路警察に關する法規
- (一〇) 國家の事務を執行する邦使用人の服務規定

第三款 邦及び市個有の權限に據る行政事務

邦及び市固有權限に依る事務は邦政府としての市參事會、市長、執行擔任市委員、區長、區會及び理事會之を執行す。

一 邦事務の中第二次行政廳の權限に屬する事項

- (一) 邦公民權に關する事務(附與及び剝奪)
- (二) 私立慈善病院、養育院の設立認可
- (三) 公立慈善病院、養育院、精神病院及び邦經營の感化院に於ける給與の決定
- (四) 劇場、歌謠劇場及び曲馬場の從業者に對する免許證下附
- (五) 邦固有の權限に屬する事務の爲めの土地收用
- (六) 其の目的が邦の利益に關する範圍を超えず、且從來邦が自主的に管理せる慈善事業施設に關する事務
- (七) 強制勞働所及び感化院への收容
- (八) 劇場及び活動寫眞の檢閱事務並に之に類する公衆的觀物に關する警察署の決定に對する上訴の裁決(演出許可)
- (九) 邦行政上の事務(二參照)及び市に委任せる邦事務(四參照)に關する第一次の行政廳の處罰及び警察署の處罰

(例へば、通行、運送規則違反、娼婦に關する規定違反等による處罰)に對する控訴の裁決

二 邦事務の中第一次行政廳の權限に屬する事項

- (一) 本籍權に關する事項の決定
- (二) 醫師、藥劑師、齒科醫、及び産婆の職業組合に關する事項
- (三) 勞働法、並に農林業勞働者及び同使用人の保護に關する事項
- (四) 母性保護、乳兒保護、少年保護(棄兒規定、里子規定、少年勞働保護規定)に關する事項
- (五) 住宅供給に關する事項
- (六) 農作物の監視、狩獵、漁撈に關する事項
- (七) 樹木農作物の虫害驅除に關する事項
- (八) 衛生警察上の屍體檢査に關する命令及び處置
- (九) 屍體の發掘及び轉葬に關する事項
- (一〇) 邦固有の權限上の事務に關する行政處罰、主として邦税に關するものを含む

三 市固有の權限に屬する事項

- (一) 市財産の所有、取得、讓渡、市財政の管理及び租税の賦課に關する權限の行使
- (二) 市會議員選舉人名簿の作製及び該選舉の施行
- (三) 街路、道路、廣場、橋梁、上水道、下水道其他市施設の維持
- (四) 街路警察、市場警察、生活必需品警察、保健警察、建築消防警察、地方的治安警察、家畜及び肉類の檢査

- (五) 救貧事務及び社會事業施設の管理
- (六) 市民團體加入の許可
- (七) 市の調停事務
- (八) 小學校費の賦課徴収
- (九) 動産の任意賣却
- (一〇) 納骨堂及び墓地の建設、維持、管理

四 邦事務の中市に委任せられたる事項

- (一) 埋葬に關する規定の運用
- (二) 検 屍
- (三) 種痘施行に對する協力
- (四) 訴訟手續の中、貧民法適用の爲めの貧困者證明書の下附
- (五) 少年勞働許可證の下附
- (六) 建築並に防火警察規定及び劇場建築規定を適用する行政處罰手續、及び地方警察事務上の行政處罰手續

第四款 間接聯邦行政事務

間接聯邦行政は市長（邦知事としても）及び理事會之を執行す。

一 邦終審に屬する事項

- (一) 商店の閉店時間の決定
- (二) 商店員の日曜休養規定に對する除外例の許可
- (三) 特定職業に對する許可證の下附（例へば、印刷業、建築師、左官職、石工、大工、井戸堀職、電氣技術者、通信所、私立探偵、私立職業紹介業、劇場切符販賣業、公共代辨業等）
- (四) 藥劑師許可證の下附
- (五) 勞働者災害保險機關の監督
- (六) 郡療病金庫定款の認可、郡療病金庫の解散、職工療病金庫の設立及び解散の許可
- (七) 恩給保險法に據る被保險者の訴訟に對する裁決
- (八) 家畜傳染病法に據る損害補償額の裁定
- (九) 第一次行政廳の權限に屬する事項を除く婚姻故障による婚姻義務の免除（例へば、現在婚姻關係にある者の血族關係、義兄弟姉妹關係、宗教の相違による婚姻故障に關するもの）
- (一〇) 氏名變更の許可
- (一一) 戶籍事務に關する裁定（例へば、戶籍の訂正、身分證明、追加記入等）
- (一二) 株式仲買人（官許）及び貯畜金庫代表者の指定
- (一三) 民事辯護士資格の附與
- (一四) 間接聯邦行政事務の中第一次行政廳の處罰に對する控訴の審理（二参照）及び警察署の處罰に對する控訴の審理（例へば、公共の場所に關する規定違反、公序良俗に反する行爲、公務執行妨害、飲酒暴行等に對する處罰）

(一五) 其他警察署の裁決に對する控訴の審理、特に外國人の追放、印刷物取締規定、會合及び集會取締規定、自働車取締等に關する事項

二 第一次國家行政廳として執行する事項

- (一) 營業に關する事項
- (二) 社會保險法(疾病、災害、恩給、失業保險)に關する事項
- (三) 齒科醫規則に關する事項
- (四) 傳染病法の運用(但し傳染病の傳播及び擴大の豫防の爲め市が緊急豫防を講ずべき場合を除く)即ち行商の禁止營業の制限又は禁止、傳染病法による損害補償額の裁定等
- (五) 保健衛生に關する業務に從事する者の監督、醫師の營業權剝奪
- (六) 生活必需品法及び度量衡法の運用
- (七) 家畜傳染病法の運用
- (八) 婚姻義務免除、婚姻禁止、及び婚姻禁止期間、別居猶豫期間、死亡の惧あることの證明ある場合に於ける洗禮及び出生届出猶豫期間等の裁定
- (九) 戶籍上の婚姻に關する事務の處置
- (一〇) 法律の認むる宗教團體に屬せざる者(所謂無儀式者)に對する戶籍事務の取扱(出生、婚姻、死亡)
- (一一) 宗派脱退に關する通知の受理、幼兒の所屬すべき宗派の裁定
- (一二) 以上に擧げた間接聯邦行政事務に關する行政處罰及び其の執行手續

(一三) 國民議會議員選舉區選舉廳による國民議會議員選舉の執行

三 市に委任せられたる事項

- (一) 職業の習得又は勞働經驗に對する證明書の下附。年期徒弟契約の登記
- (二) 傳染性疾病の豫防に關する直接處置(例へば患者の隔離、消毒、學校に對する公衆の接近禁止、迅速なる埋葬の手續、家畜の屠殺)
- (三) 家畜輸送許可證の下附
- (四) 法律上の婚姻に對する婚姻禁止訴訟の受理
- (五) 國民議會議員選舉人名簿の作成及び市町村選舉廳による該選舉の執行

參 考 書

1. Das neue Wien, 1 Bd. 1926.
2. Gesetz betr. d. Verfassung d. Bundeshauptstadt Wien v. 1920.

第七章 ローマ市制概説

第一節 ローマ都制沿革

伊太利に於ては從來久しく佛蘭西及び白耳義の制度を母法とする市制が行はれ、地方公共團體の自治權は何れも劃一的に強大であつた。特に首都ローマ市の行政組織は高度の自治權を確保する様制定せられ、此の點に於ては歐羅巴の各首都の何れにも優つてゐた。

然るに一九二二年末現ファシスタ政府成立以來、次第に中央集權的政策を行ひ來り、地方行政に於ても亦甚しい變革を見た。人口五千未満の小町村九千餘に對し、公選市長を廢止して官選のボデスタ及び町村參與を置き、之に從來町村長、町村會、町村參事會に屬したる權限の大部分を移した。又首都ローマ市には特別市制を布き、執行機關の權限の増大、代議員選出範圍の制限等を果し、著しく從來の所謂強大なる自治權を奪つた。

ローマ特別都制は一九二五年十二月二十八日緊急勅令を以つて發布せられ、一九二六年一月一日以來實施せられてゐるものであつて、大體左の如き性質を有してゐる。

(一) ローマ都

ローマ都は行政監督關係に於ては内務省に直屬し(第七條第一項)、權限の内容として、從來政府の各省及びローマ府に屬したる權限にして都の區域内に關するものは之をローマ都の權限に移管し得る(第三條末項)。

(二) 都長

都長は之を輔佐する副都長(第四條)と共に官選を以つて任命せらる(第五條、第六條)。而してその權限は從來市長、市參事會、及び市會に屬するもの一切を行使し(第九條)、從來の市の行政行爲にし

て地方行政會議、又はローマ府會の協賛を必要とする事項に就いては、ローマ都參事會（第二十二條第一項）の意見を徴するを以つて足るのである（第二十三條第一項）。

(三) 執行官

都長及び副都長の下に十人の執行官を置き、各局課を分擔せしめる（第十二條）。然し執行官は命令を發するの權限なく、又連帶的に議決をなして共同的執行權を發生せしむることも許されてゐない。

(四) ローマ都參事會

ローマ都參事會は都長、副都長及び執行官若干名より成り、都長の權限に屬する事項にして特殊なるもの（第十九條）に就き第一次の諮問機關となる（第二十三條第二項）。

(五) ローマ都評議會

ローマ都評議會はローマ都の代議會であるが、その代議員は大部分法定の團體をして指定せしめ、その他と共に勅命に依つて任命せられるのであつて（第十三條第一項）、形式上に於ては總ての機關に自治權の痕跡を認めることが出来ない。評議會はその權限上に於ても單に諮問機關たるの範圍を出でず、多くの點に於て（第十九條末項、第二十条）都長の統制を受くるものである。

斯くてローマ都制は近代代議制の發生以來最も極端な官治主義を實現したものと云はねばならぬ。ローマ都制の主要なる條文を列記すれば左の如くである。

第二節 ローマ都制摘要

第一條 従来のローマ市は之をローマ都と稱す。

第二條 ローマ都の區域は従来のローマ市の區域に依る。ローマ縣第一郡の他の市町村は其の全部又は一部を順次に前記都の區域に編入することを得。

編入を爲さむとするときは參議院の諮詢及び閣議の決定を経、勅令を以つて之を行ふ。伊太利國政府は前項を適用するに就き一切の必要な措置を執ることを得。

第三條 ローマ都は法人とす。

ローマ都は現行法規に依り、市町村の權限に屬する一切の任務を遂行し且一切の事務を處理す。

事務を系統的に整理することに依り其の効果を増大する目的を以つて現に各省又はローマ縣廳に委任せられたる權限の中、都の區域内に於て其の地域又は住民の利益のために遂行するものは大藏大臣及び他の關係主務大臣の同意を経たる内務大臣の奏請に基き勅令を以つて之をローマ都の權限に移讓することを得。

第四條 ローマ都は一人の都長、二人の副都長の輔佐及び十人の執行官の補助を得て之を統轄す。

別に八十人の評議員を置く。

第五條 都長の任命は閣議を経内務大臣の奏請に基き勅令を以つて之を行ふ。

都の主要事項に關する協議を爲す場合には閣議は都長の閣議列席を命ずることを得。

第六條 副都長は都長の意見を徴し閣議の決定を経内務大臣の奏請に基き勅令を以つて之を任命す。

第七條 都長及び副都長は官吏として内務省に屬す。

官吏にして都長又は副都長に任命せられたるときは各其の出身名簿中より之を除く。都長又は副都長の職を辭したる者

舊出身名簿に復籍せんとするに當り缺員なき場合には之を該名簿の定員外とす。但し本規定は之に牴觸する規定ある場合と雖も有効とす。

第九條 都長は現行法律に依り市長、市參事會及び市會に屬する一切の權限を保有す。都長は前記權限の行使に就き縣市町村法並に關係法規の規定中適用し得る事項に限り之に従ふものとす。

第十條 副都長は都長の職務執行を輔佐す。尙都長の責任の下に其の委任したる權限を行使することを得。都長は不在又は支障の場合自己を代理すべき副都長を其の場合毎に指定するものとす。

第十一條 執行官は都長の指定に基き大藏大臣、文部大臣、工部大臣及び國家經濟大臣の同意を経内務省令を以つて之を任命す。官吏にして執行官に任命せられたる者には第七條第二項の規定を適用す。

第十二條 執行官は都長を輔佐し、事務の編成に關する方針を決定し、之に關し主務部局を利用して都長の裁決に付すべき問題の研究又は草案の準備をなす。

第十三條 評議員は閣議を経内務大臣の奉請に基き勅令を以つて之を任命す。評議員はローマ市に生れ十年以上同地に在居せる市民中より之を選定すべきものとす、之が任命には現行縣市町村法第二十五條及び第二十六條の規定を適用することを得。

評議員の任期は四年とし、其の任命に就き規定したると同一の形式を以つて之を再任することを得。四年の任期中辭任若くは他の原因に依り評議員に缺員を生じたる時は、缺員を生じたる時より三箇月以内に之が後任者の任命を行ふ。

評議員の職務は都長、副都長及び理事の職務と兼ねることを得ず。

第十六條 評議員を指定し且代表者を出し得る資格ある各種團體の表は四年毎に都長の意見を徵し内務大臣の奏請に基き勅令を以つて訂正すべきものとす。此の場合指定すべき氏名及び任命すべき代表名に就き各團體に規定せる員數を變更することを得。第一回の訂正は一九二九年前半期に於て之を行ふ。爾後の訂正は各四年の最終年の前半期に於て之を行ふものとす。

第十八條 評議員はローマ都評議員會を組織す。

都長は評議員會の會議を統轄し其の評議に参加す。

副都長及び執行官は評議員會の會議に列席し其の評議に参加することを得。

第十九條 都長は左記事項に關しては評議員會に諮問することを要す。

- (1) 豫算
- (2) 租税法及び關係規定並に法定限度を超ゆる課税規則の適用
- (3) 一般事業遂行に關する標準計畫
- (4) 公共事務の直接管掌
- (5) 貸借契約
- (6) 五箇年以上豫算を拘束する經費
- (7) 不動産、公債證書、債券又は興業株券の讓渡。但し契約の價額合計壹百萬「リール」を超ゆる場合とす。
- (8) 一箇年十萬「リール」を超ゆる興業株券の購入及び正金の費消。但し家屋の購入又は抵當附貸借若くは預金及び貸付若くは公債證書又は大藏省證券の購入に之を用ひざるときに限る。

- (9) 十二箇年以上の賃貸借 但し公共用に使用せられず且料金年額十萬「リール」を超過するときに限る。
- (10) 訴訟及び和解 但し争訟の價額が壹萬「リール」を超過する場合とす。都長は適當と認むる場合には其の都度評議員會の議決を促すことを得。

第二十二條 都長、二人の副都長及び各取扱事務の性質に應じて事務管掌に指定せられたる執行官はローマ都參事會を組織す。

第二十三條 都長は一九二三年十二月三十日勅令第二八三九號第五十二條(イ)項に掲ぐる市町村の行爲に就き現行縣市町村法に依り地方行政會議又は縣會の協賛を必要とする事項及び場合に關しては參事會の意見を徵することを要す。

第十九條に規定する事項及び場合に於ては參事會の意見は評議員會の意見に先じて之を徵することを要す。都長は適當と認むる場合參事會の議決を促すことを得。

第二十八條 評議員會又は參事會の意見を徵することを要する都長の措置に對しては之に利害關係を有する者は上訴に依り、若くは在任評議員は其の大多數の異議申立に依り之を否認することを得。豫算を認可し又は法定限度を越ゆる課税を定むる都長の措置に對しては負擔者は上訴に依り否認することを得。都長其の他の裁決は終局措置を構成す。

第二十九條 上訴及び異議申立期限は否認したる裁決の公布の日附より各十日及び五日とす。

前記の期限は豫算を認可し又は法定限度を越ゆる課税を定むる裁決に關する場合には上訴及び異議申立を間はす公布の最終日より十五日間之を延期することを得。

第三十條 前數條の規定に依り現在評議員の大多數の行ふ異議申立は其の否認したる措置の施行を當然に停止す。

前數條の規定に依り提出せる上訴は停止的効力を有せず。但し措置の施行は上訴者の請願に基き重大なる理由ある場合には終局判決を言渡すべき官憲の中間判決を以つて之を停止することを得。

第三十一條 參事會の諮問を規定せる措置に對する上訴及び異議申立に關しては内務大臣は終局措置を構成する命令を以つて之を裁決す。

次條の規定を除き評議員會の諮問を規定せる措置に對する上訴及び異議申立に關しては内務大臣又は其の代理人を委員長とし左記十人を委員とせる一委員會は終局措置を構成する議決を以つて宣告するものとす。

- (1) 委員四人 任期は四年とし大藏、文部、工部及び國家經濟各大臣は各一人之を任命す。
- (2) 取扱事項の性質に應じ行政局長又は衛生局長若くは五等以上の内務本省官吏中より選定すべき其の代理人一人。
- (3) ローマ縣知事
- (4) 評議員會が其の第一回會議に於て評議員會以外の評議員被選舉資格者より絶對多數の投票を以つて任命せる委員四人其の任期は四年とす。

前記の委員會は委員長を除き少くとも五人の委員列席の上絶對多數の投票を以つて議決す。可否同數なるときは委員長の決するところに依る。

第三十二條 都は固有の豫算を編成す。該豫算は閣議を経大藏大臣の同意を得て行へる内務大臣の奏請に基き勅令を以つて裁可せらるゝものとす。

豫算又は法定限度を越ゆる課税の適用に對する上訴及び異議申立に關しては前條の委員會に諮問の上勅令を以つて之を裁決す。

第三十六條 ローマ都に對しては市町村の課税及び徵税に關する法律を適用することを得。

別に規定を設くるまで都は一般及び特別租税の賦課及び徵收に關し從來ローマ市の採用せる規定を繼續して適用す。


第三十七條 都の区域内に於ては國家及び都の警察事務はローマ警視總監の下に之を統一す。

前項に於て定めたる事項の執行及び關係團體に對する經費の割當に關する規定は都長の意見を徵し大藏大臣の同意を経たる内務大臣の奏請に基き勅令を以つて之を定む。

都長が其の權限に屬する措置を執るに當り警視總監の意見を徵すべき事項及び場合はローマ都長及び警視總監の意見を徵したる上内務省令を以つて之を定む。

本文は都市問題第三卷第五號小田垣光之輔氏の論文に據る。

外國に於ける大都市制度（其の一）終



71-2B-28

東京・中屋三間印刷株式會社納